2026.11.5
第12回　副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

資料4

事務分担案の変更について
（道路・公園）

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

事務分担案について　：　都市基盤整備

■　以下の事務について、関係部局との調整の結果、下表のとおり変更（下線部分を追記）

事　務	東京都ベースの仕分け	前回協定書	今回の分担案（基礎の場合、共同設置等）	考え方
道路（広域交通網）	広域	広域	広域	・以下の基準に適合する道路は大阪府が所管し、大阪の経済成長を支え、防災上必要なネットワークを形成 【基準】 ・4車線以上かつ①～⑥のいずれかを満たす路線 ①大阪府域内の地域間の連絡　②都心（都市核）、地域核間の移動 ③広域交流拠点、国土軸との連絡　④隣接府県の主要都市との連絡 ⑤都市への交通集中の分散（環状道路）　⑥広域的防災に資する道路 **・都市再生緊急整備地域内の主要道路**
公園（広域公園：鶴見緑地、大阪城、難波宮跡、長居、天王寺、**うめきた**）	広域	広域	広域	・規模が大きく災害対応に資する公園は、大阪全体の安全・安心、都市づくりの一体性の観点から大阪府が所管 **・大阪・関西万博跡地における記念公園の管理は大阪府が所管**